

資料 4 (報告 2 関係)

令和 2 年度事業計画について

<p>令和 2 年度の事業指針を「安全で安心して暮らせる平穏な地域社会をめざして」とし、福島県警察、福島県、市町村、関係機関・団体等との緊密な連携を図り、各種の事業を実施して「犯罪の起きにくい社会づくり」を推進する。</p>	
事業名及び実施事項	実施内容
<p>第 1 犯罪防止地域安全活動事業</p>	
<p>1 県民の地域安全意識の啓発、高揚事業</p>	<p>(1) 広報活動の推進</p> <p>ア 機関紙「防犯しゃくなげ」による効果的な広報 地域の安全に役立つ情報を掲載し、定期的に関係機関・団体、個人へ配布するとともに、市町村の自治組織を通じて県内全戸に回覧して、県民の防犯意識の啓発を図る。</p> <p>イ ホームページによる情報提供等 リニューアルしたホームページの周知徹底を図るとともに、機能を十分に活用し、県警察の支援による犯罪情勢や現下の課題である「なりすまし詐欺」被害の防止対策、各地区防犯協会やボランティアの活動状況等を頻度高く掲載して、県民の防犯意識の高揚を図る。</p> <p>ウ 地域安全カレンダーの作成、配布 地域安全ポスター・標語・青パト活動写真の入賞作品を掲載した令和 2 年「地域安全カレンダー」を県警察と連名で作成し、地区防犯協会、防犯連絡所、賛助会員等に配布して防犯意識の啓発を図る。</p> <p>エ 新聞への広報記事の掲出 「全国地域安全運動」、「年末年始事件事故防止活動」、「110番の日」など、地域の安全に関する広報記事を新聞に掲出し、県民の方へ周知徹底を図る。</p> <p>オ なりすまし詐欺被害防止広報活動の徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ なりすまし詐欺の被害実態、被害防止についての広報活動を各種広報媒体を通じて推進する。 ・ ホームページで全国防犯協会連合会が推奨する優良防犯電話推奨品を紹介するなど、被害防止対策広報を推進する。
	<p>(2) 県民参加による活動の推進</p> <p>ア 「第41回全国地域安全運動福島県民大会」の開催 「令和 2 年全国地域安全運動」(10月11日から20日まで)の一環として、令和 2 年10月14日(水)に相馬市(相馬市民会館)において「第41回全国地域安全運動県民大会」を開催(県警察と共催)する。</p> <p>イ 地域安全ポスター・標語・青パト活動写真の募集 県警察との共催により小学生、中学生、高校生・一般を対象とした、全国地域安全運動に向けた地域安全ポスター・標語・青パト活動写真を募集し、優秀作品を表彰するとともに、地域安全活動等の資料</p>

		<p>として広く活用する。</p> <p>ウ 地域安全作文の募集</p> <p>小学生、中学生を対象に地域安全作文を募集し、優秀作品を表彰するとともに、地域安全活動等での活用を図る。</p> <p>また、優秀作品の小冊子を作成し、関係機関に配布して防犯意識の啓発を図る。</p>
2 地域安全活動事業	(1) 安全・安心なまちづくりの推進	<p>ア 地区防犯協会、防犯ボランティアの活動の支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 全防連が主催する次世代学生防犯ボランティアリーダー研修に大学生等を派遣し、県内における学生防犯ボランティアの育成を図る。 ・ 県防連ホームページ等で地域安全腕章を始めとした各種防犯資機材を紹介するとともに斡旋を行う。また、ホームページや機関紙「防犯しやくなげ」に、地区防犯協会や防犯ボランティア団体の活動状況を掲載するなど、地域安全活動の支援を行う。 ・ 防犯ボランティア活動の安全を確保するため、防犯ボランティア保険の紹介・斡旋を行う。 <p>イ 防犯環境設計による安全・安心まちづくりの支援</p> <p>県警察が推進している防犯チェックシートを活用した住宅の防犯診断活動を推進するとともに、犯罪被害防止資機材等の紹介を行う。</p>
	(2) 各季等における運動の推進	<p>ア 全国地域安全運動の実施</p> <p>運動期間中(10月11日から20日まで)において、県民参加による運動の取組みを推進する。</p> <p>イ 春季、行楽期、夏季の地域安全活動の推進</p> <p>春や行楽期、夏季において発生しやすい、空き巣、車上ねらい、自転車盗や万引き等の犯罪防止を重点とした活動の取組みを推進する。</p> <p>ウ 年末年始における事件・事故防止活動の実施</p> <p>運動期間中(12月10日から1月7日まで)において、金融機関やコンビニ等の強盗、侵入盗や街頭犯罪等の防止を重点とした活動の取組みを推進する。</p> <p>エ 毎月の活動日における活動の推進</p> <p>毎月10日の「地域安全の日」、15日の「なりすまし詐欺被害ゼロの日」、26日の「自転車盗被害ゼロの日」、毎月第3金曜日の「街頭補導強化の日」において、街頭犯罪、なりすまし詐欺、自転車の施錠についての広報啓発活動などの取組みを推進する。</p>
	(3) 子ども、女性、高齢者を守る被害防止対策の推進	<p>ア 高齢者被害防止対策の推進</p> <p>高齢者が多くの被害に遭っている「なりすまし詐欺」の被害防止のため、効果的な各種広報啓発活動を推進する。</p> <p>イ 子どもの安全対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「子ども見守り隊」等の安全パトロール活動の支

		<p>援、「子ども110番の家」の周知徹底による積極的な活用の推奨、防犯ブザー・ホイッスル等の防犯器材の普及に向けて広報活動を推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 声掛け事案等の被害防止に向けて、チラシ、パンフレット等の配布による活動支援を行う。 <p>ウ 女性の犯罪被害防止対策の推進 県警察や関係機関・団体、地域、ボランティア等による被害防止活動の支援、全国防犯協会連合会の作成した資料・ポスターを活用し、被害防止対策を推進する。</p>
	(4) 職域防犯対策の推進	<p>ア 金融機関等の防犯対策の推進 県警察や関係機関・団体等と連携し、金融機関等における強盗被害防止の防犯対策を要請する。</p> <p>イ 遊技業の防犯対策の推進 県警察等と連携し、遊技業組合（ぱちんこ店）の経営者研修会時等に強盗事件の防止や置き引き被害の防止、防犯全般に関する対策の強化を要請するとともに連携した活動を行う。</p> <p>ウ ストア・セキュリティ対策の推進 県警察や県ストア・セキュリティ対策協議会等と連携し、防犯設備の整備充実、自主防犯体制の強化等の防犯対策を要請する。</p>
	(5) 青色回転灯付防犯パトロール車の効果的運用	<p>ア 防犯パトロール車による活動 当協会の青色回転灯付防犯パトロール車の「犯罪なし号」「事故なし号」(平成17・18年配備)を、各地区防犯協会に貸し出し、地域安全広報や防犯パトロールに活用する。</p> <p>イ 「青色回転灯」の貸出し事業による支援 各種運動期などパトロール活動が活発になる時期に必要な「青色回転灯」の貸出し事業を行い、パトロール活動の活性化を図る。</p> <p>ウ 防犯パトロール車の整備促進 全防連を介して実施される「青色回転灯防犯パトロール車贈呈事業」の仲介を行い、地区防犯協会への配備促進を図る。</p>
	(6) その他の活動の推進	<p>○ あいさつ運動、鍵かけ運動の推進 地域の安全に効果的な隣り近所や地域内居住者の「あいさつ運動」や、施錠による侵入犯罪防止のための「鍵かけ運動」を推進する。</p>
3 青少年の非行防止、健全育成事業	(1) 有害環境浄化対策の推進	<p>○ 有害環境の浄化 ホームページ、チラシ配布等を通じて、青少年の健全育成を阻害する有害環境の浄化に向けた広報啓発活動を推進する。</p>
	(2) 少年非行防止	<p>ア ホームページ、ポスター等による広報</p>

	広報の推進	<p>ホームページ、全国防犯協会連合会で作成した資料や少年非行防止のポスター、パンフレット等を地区防犯協会や警察署等を通じて配布することにより効果的な広報活動を推進する。</p> <p>イ 関係機関との連携した広報活動 少年犯罪や万引き等の防止のため、県や関係機関・団体と連携した広報活動を推進する。</p>
	(3) 関係機関との連携	<p>ア 諸行事等への参画 県や関係機関が主催する行事、会議等へ参加して情報等の共有を図る。</p> <p>イ 諸行事等への協賛・後援 県や関係機関・団体への協賛・後援等により、取り組みの一体化を図る。</p>
4 覚せい剤等薬物の乱用防止事業	(1) 関係機関との連携	○ 「ダメ、ゼッタイ。」県普及運動実行委員会等との連携を図り、関係機関・団体が取り組む危険ドラッグ及び覚せい剤等の薬物乱用防止活動を支援する。
	(2) 広報活動の推進	○ 県警察や関係機関との連携を図り、ポスター、チラシ、パンフレット、ホームページや機関紙「防犯しゃくなげ」への掲載による薬物乱用防止の啓発活動を推進する。
5 自転車防犯対策事業	(1) 自転車盗難防止対策の推進	<p>ア 広報活動の推進 機関紙「防犯しゃくなげ」やホームページ、ポスター、チラシ、新聞等により自転車防犯登録の推進や自転車盗難防止のための注意事項について広報する。</p> <p>イ 「自転車盗被害ゼロの日」の活動の推進 毎月26日の「自転車盗被害ゼロの日」において、自転車盗難防止のため、自転車の施錠についての広報活動を推進する。</p> <p>ウ パトロール活動の推進 パトロール活動により、駐輪場における盗難防止対策を推進する。</p>
	(2) 自転車防犯登録業務の推進	<p>ア 関係機関・団体との連携 県警察や県自転車防犯登録推進協会、県自転車軽自動車商工協同組合等と連携し、自転車防犯登録及び電算登録業務の迅速・適正な推進を図る。</p> <p>イ 適正な業務推進に向けた防犯登録所への指導 県警察や県自転車防犯登録推進協会と連携し、自転車防犯登録所に対して自転車購入者の防犯登録実施についての指導を行う。</p> <p>ウ 迅速な自転車防犯登録の推進 自転車防犯登録所からの迅速な防犯登録カードの提出により、的確な防犯登録を推進する。</p> <p>エ 自転車防犯登録に関する相談への適切な対応 年間を通して多数寄せられるホームページや電話</p>

		での防犯登録、抹消等についての相談に対して適切に対応する。 オ ホームページに防犯登録手続要領等を掲載し、県民の利便性の向上を図る。
6 地域安全活動功労者・団体の賞揚事業	(1) 全国・管区・県表彰受賞者の推薦	○ 県警察との連携・協議により、全国、管区、県の各段階における防犯功労者・団体等を推薦、賞揚する。
	(2) 積極的な賞揚の実施	○ 県警察と連携し、防犯活動優良個人・団体を積極的に表彰、賞揚するなど、地域安全活動の活性化を図る。
7 捜査協力報償事業	(1) 犯罪の予防、捜査協力等への支援	○ 盗品取扱いにより損失を被りながらも、犯罪捜査に協力した質屋、古物商等に対し、損失の一部の補填として報償費を交付して支援する。
	(2) 古物商管理者講習の支援	ア 古物商管理者講習 県中古自動車販売協会が実施する古物商管理者講習会に、県警察とともに講師を派遣し、営業の法令遵守等について指導する。 イ 営業所の健全育成 盗品自動車の流通防止等の周知徹底を図る。
8 防犯資器材等の普及、斡旋事業	(1) 防犯性能に優れた防犯資器材の普及促進	○ リニューアルしたホームページやチラシ等で、積極的に防犯性能に優れた資器材等を紹介し、これら資器材等の地区防犯協会、防犯ボランティア等への普及促進を図る。
	(2) 標識等の斡旋	○ 質屋・古物商許可標識、防犯連絡所標識等の迅速・確実な斡旋業務を推進する。ホームページに設定した古物商許可標識申込みのカテゴリーの周知徹底を図り、申込者の利便性の向上を図る。
第2 風俗環境浄化事業		
1 善良の風俗の保持及び風俗環境の浄化事業	(1) 県公安委員会からの受託事業の確実な履行	ア 風俗営業管理者講習の実施 風俗営業管理者に対する講習を年間計画に基づき実施し、風俗営業の健全化を図る。 イ ホームページに掲載した年間の講習日程等について周知徹底し、受講者の利便性と受講率の向上を図る。 ウ 風俗営業申請等の調査の実施 風俗営業許可・変更承認申請に対する風俗営業所の調査を現地に出向き実施する。
	(2) 風俗環境浄化活動の推進	ア 関係機関との連携 ホームページへの掲載や県警察等との連携の強化により、風俗環境浄化の広報啓発活動を推進する。

		<p>イ 少年指導委員等の活動の援助 少年指導委員等による少年の健全育成のための風俗環境浄化活動を支援する。</p> <p>ウ 風俗営業者への健全営業の指導 風俗営業管理者講習、風俗営業申請等の調査時において、法令遵守による健全営業について指導し、風俗環境の浄化を図る。</p>
	(3) 風俗環境浄化に係る苦情への的確な対応	○ 風俗環境に係る苦情・相談については、ホームページの苦情相談機能等を活用して着実に受理し、県警察と連携を図りながら迅速・的確に対応する。
第3 その他		
1 東日本大震災等被災に対する地域安全支援事業	(1) 関係地区防犯協会への支援	<p>ア ホテルの家運動の推進 昨年多発した相双地域を中心とした被災地域での侵入盗犯罪被害の防止に向けて、県警察と連携し、夜間、門灯や玄関灯を点灯しておく「ホテルの家運動」を展開（10月まで）する。</p> <p>イ 復興途上にあり、活動困難な地域での活動を余儀なくされている防犯ボランティアの具体的な支援策について検討を行い、具体的な活動に結びつける。</p>
2 協会事務等	(1) 会議等の開催	<p>ア 通常総会、理事会の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 令和2年度 通常総会 令和2年6月に福島市において開催する。 ・ 理事会 令和2年5月、6月及び令和3年3月に福島市において開催する。 <p>イ 福島県防犯連絡所協議会連合会理事会の開催 地域企画課と連携し、別途計画で実施する。</p>
	(2) 活動基盤の整備	<p>ア 組織基盤の整備 厳しさを増す財政状況を踏まえ、組織及び各事業の有効性や必要性等を検証し、組織体制、事業内容の見直しを図る。</p> <p>イ 賛助会員の加入促進等による活動予算の確保 ホームページでの紹介や個別勧誘活動、各種会合時における組織紹介チラシの配布等により、県防連の事業目的、活動意義等への県民の理解を促進し、賛助会員の加入や寄附の増加を図る。</p> <p>ウ 防犯思想の普及及び防犯活動支援に資する「寄附型自動販売機整備事業」の推進 防犯活動の支援が年々縮小する情勢にあることから、防犯ボランティア等の活動支援を目的とした他県防犯協会連合会でも導入例が見られる「防犯活動支援寄附型自動販売機」の整備を図り、支援活動の充実を図る。</p>